○財務省告示第二十二号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十二年十二月二十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年一月二十八日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第十二回	十二億円	九十九円十九銭
〃	第十三回	四十二億円	九十八円六十八銭
〃	〃	二十億円	九十八円六十九銭
〃	〃	二十億円	九十八円七十銭
〃	〃	二十億円	九十八円七十一銭
〃	〃	二十億円	九十八円七十二銭
〃	第十四回	五十億円	九十八円八十七銭
〃	〃	八億円	九十八円九十銭
〃	〃	五十四億円	九十八円九十四銭
〃	第十九回	十八億円	九十八円九十四銭
〃	〃	三十億円	九十八円九十八銭
〃	第二十一回	十五億円	九十九円八十八銭
〃	第二十四回	一億円	百円五十五銭
〃	第二十七回	十四億円	九十八円四十八銭
〃	第二十九回	五十億円	九十七円二十五銭
〃	第三十回	十五億円	九十七円二十銭
〃	〃	十億円	九十七円二十八銭
〃	第三十三回	百四十三億円	九十六円七十銭
〃	第三十四回	五億円	九十六円二十五銭
〃	第三十六回	二十億円	九十六円四十五銭
〃	〃	二十億円	九十六円四十九銭
〃	第三十七回	二億円	九十八円三十五銭
〃	第三十八回	五十億円	九十九円三十銭
〃	第三十九回	十億円	百円九十九銭
〃	第四十一回	十八億円	百円九十四銭
〃	第四十二回	七億円	百円四十銭
〃	第四十三回	十億円	百円三十八銭
〃	第四十七回	十億円	百円七十八銭
合計		六百九十四億円	

○財務省告示第二十三号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十二年十二月二十七日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年一月二十八日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第三回	二十億円	九十七円八十五銭
〃	〃	十三億円	九十七円九十銭
〃	第四回	四十億円	九十七円四十七銭
〃	〃	二十五億円	九十七円五十四銭
〃	〃	十三億円	九十七円六十銭
〃	第六回	八億円	九十八円九十五銭
〃	〃	十億円	九十九円一銭
〃	〃	四十三億円	九十九円六銭
〃	第七回	五億円	九十八円七十九銭
〃	〃	十五億円	九十八円八十銭
〃	〃	十億円	九十八円八十九銭
〃	〃	十七億円	九十八円九十銭
〃	〃	五億円	九十八円九十四銭
〃	第十回	三十六億円	九十九円三十四銭
〃	〃	三十億円	九十九円四十九銭
〃	第十二回	三億円	九十九円三十銭
〃	〃	五億円	九十九円四十四銭
〃	〃	二十三億円	九十九円五十銭
〃	〃	十五億円	九十九円五十一銭